

# 従業員の賃金アップで 従業員1人につき10万円給付

(奈良県から5万円/1人+生駒市から5万円/1人)

従業員とは	生駒市内の事業所に勤務する <b>正規及びパート・アルバイトなどの非正規雇用労働者</b> の方です。非正規雇用労働者の方は、 <b>週所定労働時間20時間以上</b> であることが必要です。	
給付対象者	生駒市内に事業所等がある以下①～③のいずれかに該当する組織 ① <b>中小企業者</b> (中小企業基本法第2条第1項に掲げる企業) ②奈良県内税務署へ開業届を提出している <b>個人事業主</b> ③ <b>一般社団法人等</b> (例:一般社団法人/一般財団法人/医療法人/社会福祉法人/学校法人/宗教法人/協同組合等、法人税法別表第2第3に記載されている組織)	
支給条件	<b>令和5年9月1日から令和6年2月29日の間に</b> 、賃上げ対象従業員の賃金のうち、直近の支給額もしくは奈良県の令和5年度最低賃金(936円:R5.10時点)のいずれか高い方の賃金を <b>1.7%以上</b> 引き上げること	
申請期間	奈良県	令和5年11月1日から令和6年3月15日まで
	生駒市	令和6年1月15日から令和6年3月25日まで
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金の支給決定通知書受領後に、生駒市給付金の申請が可能となります。</b></li> <li>2. 給付対象外となる従業員及び給付対象者がいますので、事前にホームページ(以下HPという。)又は問い合わせ窓口にてご確認ください。</li> <li>3. 給付対象従業員数の上限は奈良県2万人、生駒市1,200人です。</li> <li>4. 詳細は奈良県HPまたは生駒市HPをご確認ください。</li> </ol>	

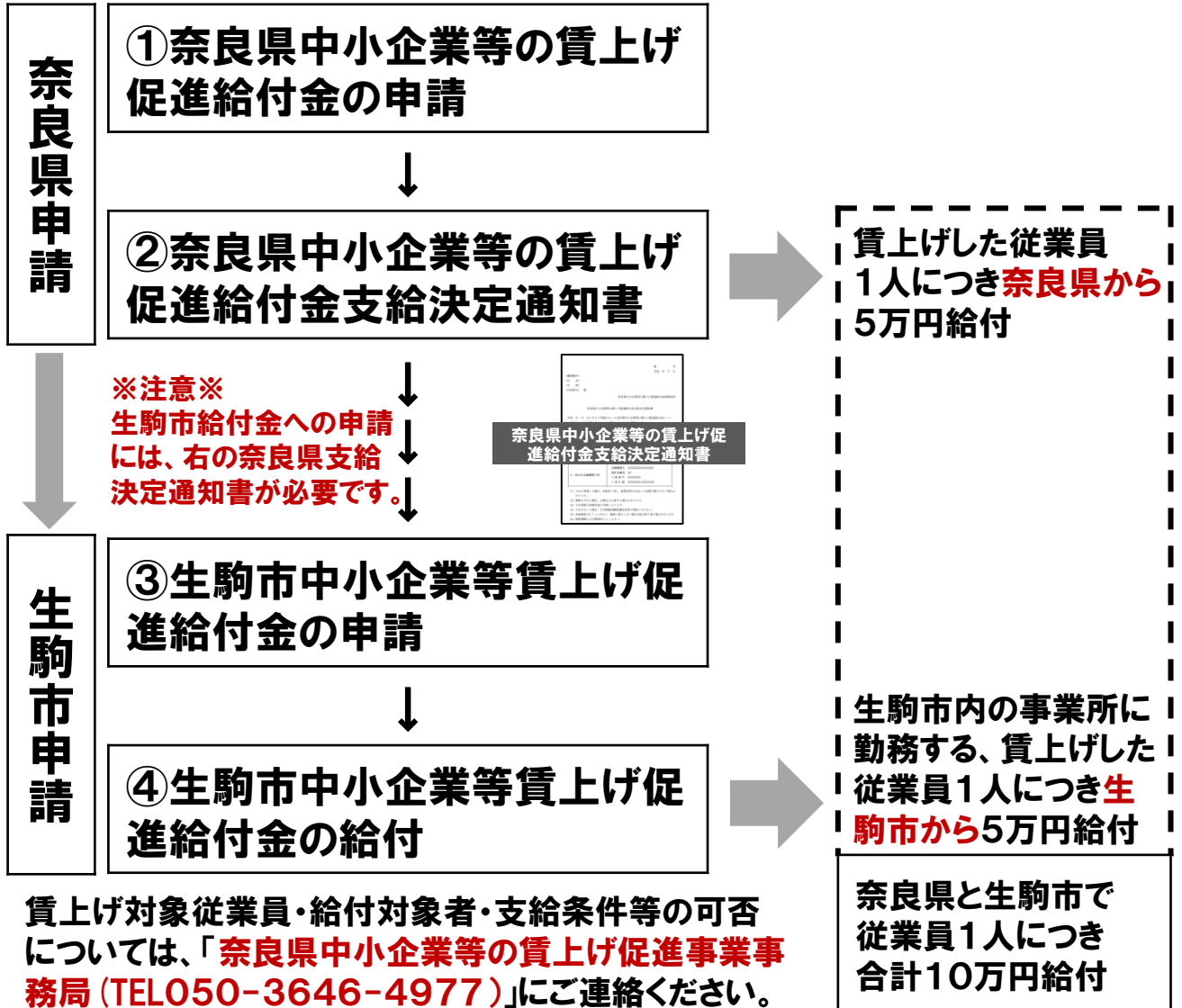
※申請の流れや申請ページなどの情報を裏面に記載しております。合わせてご確認ください。

(奈良県制度名) 奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金

(生駒市制度名) 生駒市中小企業等賃上げ促進給付金

# 「奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金」と 「生駒市中小企業等賃上げ促進給付金」の申請の流れ

- 申請は奈良県、生駒市ともにすべて電子申請となります。
- 以下①→②→③→④の順での申請及び給付となります。奈良県給付金の支給決定通知書を受領していないと、生駒市給付金の申請はできません。



「奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金」申請ページ



「生駒市中小企業等賃上げ促進給付金」申請ページ



検索 奈良県中小企業等の賃上げ促進給付金

(お問い合わせ)

奈良県中小企業等の賃上げ促進事業事務局

☎ 050-3646-4977

検索 生駒市中小企業等賃上げ促進給付金

(お問い合わせ)

生駒市役所 商工観光課 産業振興係

☎ 0743-74-1111 (内線2261)